

延 監 第 110 号  
令和 3 年 2 月 10 日

令和 2 年度

# 定期 監 査 報 告 書

(令和 2 年 10~12 月 実 施 分)

延 岡 市 監 査 委 員

## 令和2年度 定期監査報告書

### 1 監査の対象

〔企画部〕 企画課 経営政策課

〔総務部〕 財政課 市民税課 資産税課 納税課

〔市民環境部〕 国民健康保険課 市民課 生活環境課

〔健康福祉部〕 こども家庭課 障がい福祉課

〔教育委員会〕 総務課 学校教育課 市立小学校及び中学校  
会計課

### 2 監査の期間

令和2年10月5日 から 同年12月14日 まで

### 3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江  
監査委員 林 田 淳 子  
監査委員 長 友 幸 子

### 4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、安易な随意契約はないか、積算設計等の不明瞭な業務委託契約はないか、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続き、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続き、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続き、使用料等の徴収など）
- (5) 物品の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

## 5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和元年度及び令和2年度分（監査日現在まで）である。

## 6 監査執行上の除斥

監査執行に当たり、長友監査委員は生活環境課に係る事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 7 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

### 企画部

#### 企画課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

#### (1) 物品売払代金の収納に関する事務

高速道路開通記念ポストカード及びピンバッジの物品売払代金については、市の歳入であるが、その販売及び代金の収納事務については、延岡市役所売店に一部委託している。

市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び延岡市財務会計規則第54条の規定に基づき、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、その事務手続きが行われていなかった。

今後は、法令等に基づく適正な事務処理を行うよう改善を求める。

## 経営政策課

事務処理は適正なものと認められた。

## 総務部

### 財政課

事務処理は適正なものと認められた。

### 市民税課

事務処理は適正なものと認められた。

### 資産税課

事務処理は適正なものと認められた。

### 納税課

事務処理は適正なものと認められた。

## 市民環境部

### 国民健康保険課

事務処理は適正なものと認められた。

### 市民課

事務処理は適正なものと認められた。

## 生活環境課

事務処理は適正なものと認められた。

## 健康福祉部

### こども家庭課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

#### (1) 歳出事務

委託料及び乳幼児等医療費助成金の支出事務において、支払期限を過ぎているもの（最大で約2ヵ月経過後）が、令和元年度に19件あった。これは、事務処理の失念や組織内でのチェック体制の不備が主な原因である。

支払遅延は、相手方に損害を与えるだけでなく、行政への信頼性が損なわれることになる。今後は、支払遅延等の事務処理ミスが発生しないよう組織内のチェック体制を強化するとともに、速やかに事務処理を行っていただきたい。

#### (2) 契約に関する事務

令和元年度の業務委託契約について、財務会計規則等で定められた事務決裁手続きを経ることなく発注し、業務に着手していたものがあった。本来ならば、予算執行及び支出負担行為の事務決裁手続きを完了した後に、契約を締結し、業務に着手するものである。当該契約は、業務着手日から約1ヵ月遅れて、予算執行及び支出負担行為の事務決裁手続きが行われており、その後の変更契約については約4ヵ月遅れて、業務完了間近に予算執行及び支出負担行為の変更手続きが行われていた。

これは、当該業務委託に関連する他の業務や関係機関等との協議などが優先され、財務会計上の事務決裁手続きが後回しにされたことが主な原因である。

今後は、法令等に基づく適正な事務処理を行うよう改善を求める。

#### (3) 指定管理者の手続に関する事務

指定管理施設である旭児童館、緑ヶ丘児童館、島浦保育所、長井保育所及びまちなか子育て交流広場（まちなかキッズホーム）について、指定管理基本協定書において指定管理者から市への提出が義務付けられている指定管理業務に関する報告書に、施設の実施報告が記載されておらず、担当課も報告書の内容を検査していなかった。なお、まちなかキッズホームについては、指定管理業務に関する報告書のうち毎月提出しなければならない月次報告書が、令和元・2年度いずれも提出されていなかった。

以上のことから結果として、指定管理業務の履行検査を適正に行っておらず、指定管理者に対する指示・指導も不十分であったと言わざるを得ない。

今後は、施設の設置管理者としての管理意識を持ち、指定管理業務の履行検査及び指定管理者に対する指示・指導を適正に行うよう改善を求める。

## 障がい福祉課

事務処理は適正なものと認められた。

## 教育委員会

### 総務課

事務処理は適正なものと認められた。

### 学校教育課

事務処理は適正なものと認められた。

## 市立小学校及び中学校

事務処理は適正なものと認められた。

令和2年度 監査対象校

小学校	旭、恒富、西、緑ヶ丘、東、方財、黒岩、上南方、熊野江、島野浦、浦城、北川
中学校	延岡、恒富、旭、南、黒岩、南方、島野浦、南浦、北浦、北川

## 会計課

事務処理は適正なものと認められた。